

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年3月12日
独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：中央アジア地域（広域）防災（河川・地滑り）に関する情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書
(QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称：中央アジア地域（広域）防災（河川・地滑り）に関する情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：24a00887

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年3月12日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：中央アジア地域（広域）防災（河川・地滑り）に関する情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

本件業務では、「第2章 特記仕様書案」の「第4条 実施方針及び留意事項」「(11) 両国の関係機関から出されている個別の要望の確認」に示す通り、無償資金協力事業の候補案件の形成に向けて、案件計画会議等の政府との協議に必要な情報を収集・分析する事も含んでおり、当初の業務内容は、「第2章 特記仕様書案」の「第5条 業務の内容」に掲げる(1)～(20)とします(第1期)。

他方、本件調査の対象となっている候補事業について、協議の結果、我が国政府より無償資金協力事業を想定した協力準備調査実施にかかる了承がなされる場合には、本件業務内容に追加して、対象となる無償資金協力事業のための協力準備調査に必要な調査業務（「第2章 特記仕様書案」の「第5条 業務の内容」に記載の(21)～(36)）を対象となる案件ごとに追加して発注することを想定しています(第2期)。但し、我が国政府が複数案件の準備調査を同時期に実施することを了承した場合には、受注者が対応可能であれば第2期で複数の調査の実施時期を重複させることがあります。追加調査業務の発注に際しては、発注者・受注者が協議して、別途、継続契約を締結するものとします。

なお、プロポーザルの作成においては、第2期の対象事業として「タジキスタン国河川防災工事用機材整備計画」及び「キルギス国災害緊急救援訓練・研究センター整備計画」を想定してください。しかし、我が国政府により協力準備調査の実施にかかる了承が得られなかった場合、若しくは、当機構が第1期の調査の結果から同会議への付議を見送る判断を行った場合、第2期の調査は実施しません。又、当機構側の判断により追加調査業務の一部または全部の発注を行わないこともあります。

- (3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）

- (4) 契約履行期間（予定）：2025年4月～2025年10月（第1期）

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

上記「(2) 業務の内容」に示したとおり、以下の複数の契約履行期間に分けて契約を締結することを想定しています。「第2章 特記仕様書案」も参照してください。

第1期：2025年4月～2025年10月

第2期：2025年11月～2026年10月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。ただし、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、第1期については、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。第2期は、第1期契約の中で提案される対策案によって契約の対象となる案件の規模等が変わる可能性があるため、ランプサム型とはせず、報酬確定方式とする予定です。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

東・中央アジア部中央アジア・コーカサス課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 3月 18日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 3月 18日 12時まで

3	質問への回答	2025年 3月 24日 まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出	2025年 3月 28日 12時まで
5	プレゼンテーション	2025年4月2日 14時～（予定）
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年 4月 10日 10時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全て

の社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/na2RqE1jqP>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル及びプレゼンテーション資料

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4.（3）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定したPDFファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料
- 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務において、無償資金協力事業を想定した協力準備調査業務を追加発注（第2期契約の締結）する場合は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、以下の条項が適用されます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

10. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 業務の背景

中央アジアでは、天山山脈やパミール高原に源を発する国際河川であるシルダリア川、アムダリア川が域内に流れ込み、アラル海に注いでいる。この両河川の上流に位置するキルギス共和国（以下、「キルギス」という。）、タジキスタン共和国（以下、「タジキスタン」という。）では、国土にこれら高地における氷河を抱え（タジキスタン東部には世界有数の氷河が広がり、中央アジアの水源の60%が集中）、雪融水が流れ込むことで豊富な水資源を有している。しかし一方で、近年、温暖化により氷河の溶解が進んでおり（タジキスタン政府は、地球温暖化の影響で国内の氷河はおよそ50年で30%減少していると発表）、その結果、増大した雪解水がしばしば河川下流域で氾濫を引き起こしている。さらに気候変動の影響とみられる大雨も年々頻度が増しており、これらによる河川氾濫が人家や圃場に甚大な被害をもたらしている。

タジキスタンでは、2005年に大規模な洪水が発生し、我が国も緊急援助を実施したが、2021年5月にも集中豪雨により国の大部分で洪水、地滑り、土砂災害が発生し、甚大な被害が発生している。また、キルギスでも2024年4月、豪雨により同国南部と東部の数カ所で地すべりが発生したほか、洪水を引き起こし、死傷者や被害が発生した。タジキスタン政府は、気候変動による影響を大きく受け水害などの自然災害の頻度が増していると危機感をあらわにしている。

これら両国では、旧ソ連時代には、綿花栽培を中心に灌漑施設が開発されると共に、堤防建設によって地域住民が灌漑施設を洪水から守ってきたが、1991年の旧ソ連からの独立以降も流域全体での河川管理計画は存在していないことに加え、関連河川構造物の不適切な維持管理により洗掘による部分的破壊が進んでいる状況である。

タジキスタン政府は、気候変動対策として策定したNDC（Nationally Determined Contribution：国が決める貢献）において、貯水ダムの水量の低下などが問題になる一方、氷河の融解による季節的な増水などが発生しているとして、適応策として水資源の有効活用とともに、氷河の融解による水害や道路等の地滑り対策を取り上げ、防災分野を強化することをあげている。また、タジキスタンのラフモン大統領は、2024年8月13日の国連総会で決議された「雪氷圏科学のための行動の10年2025-2034

年」を主導し、さらに2024年11月に開催されたCOP29の「世界気候行動サミット」において氷河の融解に伴う問題に注意喚起を行い、ドゥシャンベに氷河学地域調整センターを設立することを提唱している。

これら近年の河川水害の頻発を受けて、両国政府からは水害対策に係る無償資金協力等の複数の要請が我が国になされている。しかし、これまで中央アジアにおいては、調査を実施した実績（タジキスタン国 ピャンジ河自然災害予防計画調査（2007年））はあるものの、河川防災や地滑り対策に係る協力はほとんど実施しておらず、防災は我が国の対中央アジア協力の重点分野とされていない。従って、当該セクターに関する情報は当機構にほとんど蓄積されていない。

しかし、2024年3月に外務省が中央アジア5カ国から防災分野や水資源管理分野の担当官を我が国に招へいするなど、我が国として強靱化への支援となるこれらの分野への協力を進める姿勢を示している。

本業務は、今後のキルギス及びタジキスタンにおける気候変動の影響による自然災害の増加を踏まえ、両国に対する今後の防災セクターの援助方針及び新たな協力プログラムの策定に役立てるため、両国における自然災害の状況や対策の現状・課題及び協力ニーズを整理するとともに、緊急性や優先度の高い課題に対する新たな協力プログラム形成の可能性を探り、無償資金協力案件の形成に係る案件計画会議などの外務省との協議に向けた個別案件の必要性、想定される協力の技術的、経済的妥当性や開発効果及び想定される事業費を確認するために必要な情報の収集を目的として実施する。

第2条 業務の目的

本業務は、今後の対タジキスタン及びキルギスの防災セクターの援助方針及び協力プログラムの策定に役立てるため、両国における防災セクターの現状・課題を整理し、両国の経済に大打撃を与えるような災害の特定及び発生メカニズムの検討を行い、その検討結果に基づき、緊急性や優先度の高い課題に対する新たな協力プログラム形成に必要な情報収集を行う。

第3条 業務の範囲

本業務は、キルギス及びタジキスタンの防災セクターについて、「第2条 業務の目的」を達成するため、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第5条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第6条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第4条 実施方針及び留意事項²

(1) 現地調査の実施方法

本調査においては、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための各国1回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員が参加することを想定している。

(2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、第2条に記載のとおり、今後の対タジキスタン及びキルギスの防災セクターの援助方針及び協力プログラムの策定に役立てることを目的としているため、調査の過程で随時発注者と協議する。また、特に以下の段階においては、日本側関係者が出席してJICAが開催する会議に参加し、随時関係者と内容を確認・協議する。

1) 現地調査派遣前

調査方針、調査計画、質問票等を協議、確認する。また、併せて既存資料をレビューする。

2) 現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、協力(案)の基本的な方向性を協議・議論する。

3) 国内業務期間の終了時

協力(案)の内容を取りまとめた「ファイナル・レポート(案)」(追加発注業務については、「準備調査報告書(案)」)に基づき、協力(案)の内容を確認する。

(3) 既存資料の活用

対象の両国においては、すでにこれまで機構の他、他ドナーが防災セクターにおける調査や事業を実施している。また、2024年度には外務省及び国土交通省がそれぞれコンサルタントを傭上して、水資源及び防災分野における案件形成に向けた調査を実施中である。従って、本調査で確認する協力の必要性・妥当性の検証等にあたっては、JICAが過去に実施した関連案件の調査報告書や、他援助機関等が発行しているセクター分析レポート等の既存資料を十分活用し、調査の重複を避ける。特に、以下の3つの調査報告書の情報を活かし、本調査後に具体的な案件の形成に結びつけるために必要な分析を行うなど、新たな価値のある情報の収集や確認を行う。

- タジキスタン国 開発調査「ピヤンジ河自然災害予防計画調査」(2007年)
- 中央アジア地域 協力準備調査「防災分野プロジェクト準備調査(地すべり災害対策)」(2009年)

² 本特記仕様書案は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。応募者は、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。また、本特記仕様書案に記載している事項以外に応募者が必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

●アジア地域 基礎情報収集・確認調査「中央アジア・コーカサス・モンゴル
防災分野 情報収集・確認調査」（2016年）

また、外務省が実施中の国際機関連携無償「中央アジアにおける災害リスク及び気候変動に対する都市強靱性向上計画（UNDP 連携）」や JICA の課題別研修（「中央アジア・コーカサス総合防災」など）、また財務省が国際機関へ拠出している日本基金を活用して同機関により実施されている事業などとの間で情報共有を行うとともに、案件候補の選定にあたってはそれら案件との重複を避け、連携を模索する。

（4）両国でのあるべき災害対策検討の方向性

両国では、近年、気候変動による河川災害が急増している一方、政府による防災対策が追いついておらず、体制も脆弱である。また、河川堤防や治水ダムなど防災関連施設や機材はいずれも旧ソ連時代に整備され老朽化が進んでいることから、技術の革新並びに施設や機材の更新・拡充に向けて多くのニーズが想定される。

一方、これまで両国における防災分野の協力は研修等のごく一部に限られ、過去に中央アジア広域で広く自然災害の現状に係る情報収集したものの、具体的な協力案件の形成には結び付いていない。

そこで、まずは両国における河川防災や地滑りのうち、特に当該国の経済開発に支障をきたすような発生場所の特定および特定された災害の発生原因、さらにあるべき対策の方向性を十分に検討したうえで、緊急性や優先度の高い対策を導き出す。その際、河川洪水については、被害が発生している箇所のみを見て課題分析を行うのではなく、流域全体のバランスを考慮する。

（5）気候変動による影響についての確認

河川水害対策は気候変動対策（適応策）として位置づけられるが、洪水被害の増加・拡大と気候変動の影響との相関関係は必ずしも明確になっていない。そこで既存の研究成果やデータから可能な範囲で氷河の溶解による河川水量の増加や大雨の頻度の増加など、河川氾濫や洪水発生、土砂流出、地滑り等の水害の発生メカニズムに関する情報を整理の上、可能な限り定量的に解析する（ただし、この場合、精緻さを求めるのではなく、現場での相場観を理解するのに足るものにする）。また、現状での被害状況（総額、人的被害等）を算出する。その上で、効果的で実施可能な防災対策について提案するとともに、軽減される被害（金額、人的被害等）について定量的に示す。

（6）自然災害の発生状況に関する中央アジア広域での情報収集

本調査の対象国はキルギス及びタジキスタンの2カ国であるが、中央アジアはシルダリア川、アムダリア川に代表される国際河川でつながっており、気候変動の影響や自然災害は国境に関係なく発生し、被害をもたらす。例えば、2024年4月には、キルギスとカザフスタンでほぼ同時期に大洪水が発生している。従って、自然災害の発生予測や傾向も地域全体を見渡した上で分析する必要がある。ただし、過去に起こったものばかりではなく、今後インパクトのある形で発生するポテンシャルを持つものも分析の対象とする。また、防災も1カ国だけの問題ではなく地域的

に取り組んでいく必要がある。例えば、被災後の緊急対応に関して、キルギスからは「災害緊急救援訓練・研究センター整備計画」の要望が出されているが、カザフスタンのアルマティ市には、同国とキルギスが中心となって設立された地域国際機関「緊急事態及び災害リスク低減センター：Center for Emergency Situations and Disaster Risk Reduction (CESDRR)」が存在し、より広域で災害緊急救援体制の強化に取り組んでいる。そこで、気候変動の影響など河川水害多発の原因や課題、被害の現状、対策の検討などにおいては対象2ヶ国のみならず中央アジア広域の視点から分析する。特に2024年4月には豪雨によりフェルガナ盆地に位置するキルギスのOsh、Jalal-Abad等で地すべりや洪水が発生したが、同盆地は中央アジアでも人口が集中する一方、タジキスタンやウズベキスタンとの間で複雑に国境がまたがっており、また、盆地内でシルダリア川の支流が合流しており、河川災害はこの3カ国に広がるリスクが大きい。また、タジキスタンのピアンジ川はアフガニスタンとの国境を流れており、河川災害の被害は両国にまたがると考えられることから、アフガニスタン側への影響についても確認する。

(7) 河川の流域管理計画／統合水資源管理計画との整合性の確認

中央アジアを貫流する国際河川であるシルダリア川、アムダリア川の上流に位置するタジキスタン、キルギスはそれぞれの川の源流であるパミール高原や天山山脈の氷河の溶解水が国土に流れ込み、水資源が豊富である。一方で、現在、この両川の河口部は干上がっており、アラル海の消滅につながるなど、下流に位置するウズベキスタン、カザフスタン、トルクメニスタンでは水資源の不足に悩まされている。その原因としてキルギスやタジキスタンにおける水力発電が批判的にされるなど、キルギスやタジキスタンにおける治水/利水構造物の建設は下流の国々に影響を与える。対象2カ国における治水計画を検討するにあたっては、河川の流域管理計画や統合水資源管理計画などとの整合性に十分配慮する。

(8) 他ドナーの動向の把握

効果的な開発効果の発現のために重複を避けることが求められるが、一方でUNDPやWB、ADBなどがこれまで洪水対策や防災能力の強化に取り組んできている。一方でJICAは後発となることから、主要なドナーから情報収集を行い、将来的な計画も踏まえてJICAが形成する案件との相乗効果や連携の可能性を検討する。

(9) デジタル技術の活用の可能性の検討

防災セクターに対する協力ニーズの確認にあたって、我が国のデジタル技術の活用の可能性とその意義について確認する。

(10) 事業実施の意義の確認

我が国が両国の防災セクターに対して協力を行うことによる開発効果についてより定量的に検討する。加えて、事業の実施が我が国の外交に与える影響や貢献度について関連する情報を収集する。

(11) 両国の関係機関から出されている個別の要望の確認

現在、両国からは以下の対策への支援について要請又は要望が出されている。これらについての背景や内容など関連情報を確認し、各国の防災対策における位置づけや効果について確認する。その際、特定した災害事象に対して、災害リスク削減に向けた本質的な解決につながるものとして適正かどうかは、客観的に判断する。

【タジキスタン】

1) 河川防災工事用機材の整備

2021年5月に発生した集中豪雨により国の大部分で洪水、地滑り、土砂災害が発生したため、河川水害対策を所掌している土地改良・灌漑庁から、堤防の建設などの工事を行う建設機械等の整備、老朽化した排水用ポンプの更新などの要望があったもの。なお、同洪水発生時には、地方農村地域において排水路の役割の果たす灌漑・排水路網が堆砂や沈泥による機能不全により、より被害が拡大したため、想定される工事には灌漑・排水路網の浚渫も含む。

【キルギス】

1) 河川防災工事用機材の整備

近年の大雨の頻発化による災害の多発を受け、同国非常事態省から複数の要望が出されたうちのひとつ。泥流等による災害時の緊急・応急復旧のための建設機材の整備を図る。

2) 防災林の植林による地滑り対策

国土の40%を3,000m以上の山岳が占めるキルギスでは、重要な交通手段である道路がそれら山岳の合間を縫うように通っているが、そのほとんどの部分で側面は切り立った断崖になっている。一方、全国の4554カ所の地点で地滑りが発生しており、家屋倒壊等による人的被害とともに交通が遮断されることによる経済上の損失も大きい。そこで、防災林の植林を通じて地滑りのリスクを低減することを目的とし、そのための植林計画の策定やその実施、その後のモニタリングの手法に係る能力の強化を図る。

3) 災害緊急救援訓練・研究センターの整備

非常事態省の下にある災害緊急救援訓練・研究センターの増設を行うことにより、非常事態時の救急救援を担う消防士や救助隊員、(地方行政の)危機管理専門家等の育成、能力強化を目指すもの。同センターでは地域の学校や地方自治体と連携し、災害に対する市民の意識を高めるための教育プログラムも実施している。現在の施設は講義室3部屋と小規模であるが、一方で、現在の訓練対象は年間22,000人以上である。住宅火災や家屋倒壊、土石流や落石、輸送セキュリティ、その他自然災害の様々な状況をシミュレーション可能な施設を想定。

4) 気象水文観測機材及び早期警報システム（気象レーダー、土砂災害予測及び早期警戒システム等）の整備

気象データ収集のために、チュイ、オシュ、イシククルに気象レーダー・センサーを整備するとともに、情報統合システムの構築により、水文気象データのデジタル化や受信・処理・保存方法及び水文気象予報の改善、氷河の動向を含め災害予測能力の改善を図り、さらに災害や緊急事態への対応強化に向けて、早期警報システム（放送用スピーカー含む）を構築するもの（観光需要の高いイシククリ州が候補サイト）。対象機関は、非常事態省及び同省傘下の水文気象局。

（以下、追加業務（第2期）に対する「実施方針及び留意事項」）

(12) 先方負担事項を考慮した適切な施工・調達計画の策定

想定される事業実施における施工中の制約条件（時間帯、場所、法規等）を確認し、安全管理にも十分配慮し、施工各段階における先方負担事項を検討するとともに、実施機関及び関係機関とも調整の上、施設運用への影響を最小限とする効率的な施工・調達計画を策定する。

(13) 運営・維持管理能力

想定される事業実施後の施設や機材等の運営・維持管理、人員体制等について、運営維持管理に係る組織体制、収入予測、予算配分、職員の訓練体制等を確認し、事業実施機関の運営・維持管理業務の実行可能性を検討する。その結果、運営・維持管理の改善に係る技術支援が必要かつ妥当と判断された場合は、ソフトコンポーネント等による支援の検討を行う。

(14) 環境社会配慮

第1期の調査で提案される治水対策は、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月公布、以下、「JICA環境ガイドライン」）に掲げるカテゴリ分けに従って、A～Cのうちどれかに分類されることになる。その場合のそれぞれの仕様は以下のとおり。

【カテゴリCの場合】河川・砂防セクターのうち大規模なものには該当せず、環境への望ましくない影響は小さいと判断されるものについては、環境カテゴリ「C」に分類される。JICA環境ガイドライン3.1.2の5.に従い、現地調査を実施する。

【カテゴリBの場合】影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断される場合は、カテゴリBに分類される。JICAガイドラインに基づき以下の項目にかかる調査を行う。なお、報告書の作成に当たっては、「環境社会配慮カテゴリB報告書執筆要領（2025年3月）」を参照する。

- 初期環境調査報告書（相手国法に基づき求められる場合は環境アセスメント報告書）案の作成支援に係る検討を行う。

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。

【カテゴリ A の場合】

JICA ガイドラインに基づき以下の項目にかかる調査を行う。なお、報告書の作成に当たっては、「環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領（2025 年 3 月）」を参照する。

- 両国における環境社会配慮に係る制度、組織等、調査に必要な事項の確認を行い、環境アセスメント報告書案、住民移転計画案の作成などを行う。被影響住民が公用語と異なる言語を話す場合は、同言語の要約も作成する。
- 環境社会配慮助言委員会への対応に必要な資料の作成、支援を行う。

なお、JICA 環境ガイドラインでは、3.1.2 の 5. にて現地調査が求められているが、安全対策措置等によりやむを得ず遠隔調査およびオンライン協議となった場合には、JICA 環境ガイドラインに沿った対応として以下のとおり実施する。

- 環境社会配慮について、環境社会配慮団員が既存のデータ、文献、現地の写真・動画等を遠隔で確認し、関係者にはオンラインインタビューを実施する。環境社会配慮団員が現地踏査なしでも出来る限り現況が把握できるよう、現地ローカルコンサルタントの備上により、環境社会配慮団員の指示を踏まえて現況のデータ・写真・動画等を収集する。

(15) 想定される事業の施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA 建設工事安全管理ガイダンス」（2014 年 9 月）（以下、「工事安全管理ガイダンス」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、両国での最近の既往調査報告書等や JICA 事務所から両国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載（もしくは調査報告書の添付資料）する。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、工事等安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集した両国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等により両国の他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映する。必要に応じて両国で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報は JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA 事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報について同事務所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。

第5条 業務の内容

上記「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する³。

(1) インセプション・レポートの作成

関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。また、上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容について協議・確認する。

(3) 両国の防災分野の現状及び政策、上位計画の把握

両国における防災分野の現状・課題や関連政策、組織体制、計画及び上位計画、プログラムの内容を確認し、各候補案件の要請の経緯と内容及び要請の意向を確認する。

(4) 自然災害被害の現状の確認

キルギス、タジキスタン両国における過去の気象・降雨・水文観測データや河川の状況（流量・流速、川床や堆砂の状況など）、全土の自然災害被害の履歴・記録等の情報を入手し、災害の種類や被害の規模、地域性、発生頻度などを確認・分析する。その上で、対策を検討する際の対象とすべき災害を特定する（特に発生場所）。なお、確認・分析にあたっては、過去の洪水・浸水の実績、地滑り概査、土砂流出量、河岸浸食実績、浸水実績を有する降雨の実態、被害状況や過去の氾濫に起因する健康被害データなど既存報告書や統計データの入手・分析（データについては分析の前に調査で活用可能なものか検証する）、関係機関への聞き取り調査の実施、簡易な流出・氾濫解析等の入手等（ただし、流出・氾濫解析については、氾濫実績と比較して検証を行う）を想定する（特定した災害の規模と対策の検討するための最低限の相場観を把握できる精度も可とする）。また、両国の災害発生に関連し、周辺国を含めた中央アジア全域の近年の自然災害の発生状況についても本邦で入手可能な情報・データをもとに確認する。その上で自然災害発生の傾向や経年変化について分析し、自然災害の発生の増加や被害の拡大の実態を明確にする。

(5) 中央アジアにおける気候変動等による自然災害発生への影響に係る考察

対象とする災害を中心に、学術研究の成果や各国の関連データなども踏まえ、気候変動や都市化／農業開発などの開発、その他経済・社会の変化などが自然災害発生の増加や被害の拡大に与えた影響を考察し、中央アジアにおける自然災害発生のメカニズムを分析する。特に高山における氷河の状況評価（氷河の動態や伸縮・溶

³ 現時点で想定される調査の内容は以下のとおりであるが、業務を効果的・効率的に実施するために必要な調査方法・手順等（国内準備作業、現地作業、帰国後整理期間の区分を含む）をプロポーザルの中で具体的に提案すること。

解の進行状況、氷河湖の形成（特に天山山脈）や決壊リスク）や大雨の頻度の増加などの状況と水害被害増加との関係の有無について、有識者からの聴取や検討会の開催などを通じて確認する。

（6）治水対策（河川水害、地滑り）の現状の確認

両国における水資源管理や河川水害対策の現状、具体的には、流域管理、治山治水、地滑り対策、土壌流出防止、河川構造物（砂防ダム、水管理ダム、遊水池／貯水池等）、排水施設（下水道等の雨水排水網、灌漑排水網、貯留・浸透施設、排水機材）、工事用車両などのインフラの整備状況やその効果について確認する。確認にあたっては、流域全体での上・下流のバランスを十分考慮する。また、ハザードマップの作成状況や住民避難訓練などソフト面での対策についても確認する。気候変動の影響等により両国の河川水害との関連性が認められれば、必要に応じて既存の情報やデータなどから国境を越えて周辺国の対策の現状についても確認する。

（7）河川流域管理計画／河川整備計画／統合水資源管理計画の策定状況の確認

両国を流れる河川ごとに既存の流量データから現況流下能力や想定災害による流量を推計し、治水、利水、水力発電、及び国際河川の下流に位置するウズベキスタンやカザフスタン、トルクメニスタンとの水配分などの計画の策定状況について確認する。策定されている場合には、内容を確認した上で、不足があれば、追加で情報を収集、整理して計画の補足を行う。

（8）治水（河川水害、地滑り）対策施設の現状・課題

対象とする災害に関する水害対策関連の既存施設・機材の現状を把握し、課題を分析する。現状については、整備された時期やこれまでの経過、老朽化の程度や稼働状況、機能、（6）の効果の検証結果等の状況も把握し、必要に応じて現地の視察を行う。

（9）防災に係る行政の体制や技術レベルの現状・課題

両国における水害対策の検討や計画策定、水害対策施設や機材の運用や施工、維持管理、さらに実際の水害対策の実施に従事する人材の賦存状況やその技術のレベル、人材育成のための施設や訓練計画、体制等の現状を確認し、課題を分析する。同分析にあたり、人材の年齢層や作業の非効率性等の状況も確認する。必要に応じて被災地住民や対策（工事等）に従事する民間企業等からの聞き取り調査を行う。

（10）既存の河川防災対策の効果の検証と水害発生将来予測

両国における全国の河川水害の地域的な分布とこれまでの傾向、河川水害対策の現状から、同対策の効果について検証するとともに、将来的な水害や地滑りの発生を、季節、年、地域ごとに予測する。

（11）災害発生後の救急救援及び復旧・復興に係る体制や能力、技術レベルの確認

両国の非常事態省による災害発生後の救急救援（被災地への消防や救援隊の派遣や救援物資の輸送・配布など）に係る計画策定・オペレーションなどの体制や能

力、その後の復旧や復興段階における実施体制や能力、技術レベルについて確認する。

(12) 他ドナー及び国際機関の支援の動向の把握

両国及び中央アジア広域での防災分野における他ドナーや国際機関の支援に係る動向（内容、実施時期）の確認を行う。

(13) 両国における防災分野の課題の特定とあるべき対策の検討、緊急性・優先度の確認

(10) による予測を考慮した上で今後、新たに必要と考えられる治水対策（案）について検討する。その結果、今後、必要な対策についてリスト化し、被害の規模や緊急性、対策の難易度や実現可能性などから優先順位を検討する。検討にあたっては、特に上記（7）で確認した統合水資源管理の考え方を反映し、水系や流域全体（上・下流、右・左岸のバランス）で水害の発生抑制が可能となるよう検討し、不足する対策について抽出する。

検討にあたっては、上記（5）で分析した自然災害発生メカニズムを土台とし、単純な対策メニューの羅列ではなく、可能な限りそれら対策を行うことの効果及び河川工学的な妥当性についての見解を加え、リスクに対応する合理的な対策（案）の提示に努める。

(14) 緊急性や優先度の高い治水対策の具体化及び提案

(13) で抽出した緊急性や優先度の高い治水対策を実施する場合の課題を個別に整理・把握し、対策の詳細な方法、人的・技術的・経済的可能性や妥当性、効果などを分析の上、必要かつ最適な対策の内容・規模を検討する。また、同対策を実施する場合に必要な組織体制や人員、予算規模、さらに運営・維持管理等の留意事項、我が国特有の技術や知見の活用可能性を検討し、提案として取りまとめる。

(15) 優先順位の高い対策にかかる詳細な情報の収集

(14) で提案した具体的な対策（案）の実施に対する両国の現状についてさらに詳細な情報を収集する。具体的な情報は以下のとおり。

1) 対策を実施する能力の確認

対策を実施する機関の組織体制、人員構成、運営維持管理能力、技術水準、運営に従事する人員の配置、人材育成のための訓練／研修体制、近年の予算・財務状況、及び対策を実施する場合の予算措置の可能性、他の関連機関等。運営維持管理能力については、既存設備の定期点検の実施状況、整備台帳、スペアパーツの調達状況など。

2) 対策を実施するサイトおよび施設・機材の現状

対策に必要な地形・地盤高データ（都市計画図、国土基本図、道路台帳、数値地図、下水道マンホール部地盤高、変位、地下水位等）、土地利用図（住宅地図、用途地域図、衛星画像等）、浸水想定区域図の状況、地区別人口・家屋数・世帯数、災害時要援護者関連施設、ライフラインの状況などの計画や基礎データ等の入手・分析、対象の既存施設・設備・機材の機

能や現在の整備状況/劣化状況、不足する施設/機材、維持管理における技術的課題の有無、その他サイトの状況（現況、周辺環境、電気・水、通信状況など）

3) これまでの対策の実施状況（効果）に係るベースライン（現況値）

(16) ジェンダーに関する情報収集

両国の防災分野におけるジェンダーの状況について以下の情報の収集を行う。

- 1) 両国の防災分野の法制度、政策、方針等におけるジェンダー関連事項
- 2) 両国の防災分野における他ドナーの支援におけるジェンダー視点

特に SDGs 目標 5 「ジェンダー平等を実現しよう」を念頭に、可能な範囲で以下に対応することに留意する。

- 両国の防災分野において、女性が抱える課題（働きやすさ、能力の活用）等につき確認の上、方策を検討する。
- 各施設や事業の運営について、カウンターパート機関及び運営事業者の職員や技術者・オペレーター等、女性の雇用及び育成促進の適切な方策を検討する。

(17) 調達事情調査

今後の防災セクターに対する協力を検討していく上での基礎材料となる機材や建設資機材（骨材、コンクリート、アスファルト、工事用水、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達に係る調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）や輸送経路、通関手続き、保険、機材調達後の維持管理計画・経費（維持管理契約の必要性も含む）を調査する。なお、調査期間や費用に限りがあることから、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地施工業者等から情報を入手するなど効率的に行う。

サブコントラクターの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限り当該業者が施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、技術レベルを慎重に判断する。

また、機材に関しては、現地代理店、スペアパーツ調達方法、メンテナンス、アフターサービス体制、本邦や第三国調達の場合の輸送経路、通関手続き、保険、実施工程、機材調達後の維持管理計画・経費（維持管理契約の必要性も含む）等についての情報を収集する。

(18) 気候変動緩和策の検討

防災自体は気候変動適応策に該当するが、対象の事業が気候変動緩和策に資する可能性について確認する。なお、必要に応じ、JICA の「気候変動対策支援ツール/緩和策 Ver. 2.0」を参照する。

(19) 現地調査結果の取りまとめ

現地調査結果及び収集資料等の整理、分析、評価の取りまとめを行う。

(20) 現地調査結果の報告

現地調査の結果を踏まえ、帰国後 20 日以内に現地調査結果概要（和文）を作成し、JICA が開催する現地調査帰国報告会に参加し、JICA、国内確認関係者に対して、調査結果、ならびに、基本的な協力の方向性について説明し確認を得る。

【追加発注業務】

以下の (21) から (36) の業務は、我が国政府が無償資金協力の検討を開始し、協力準備調査の実施を了承した場合、別途継続契約（第 2 期の契約）の締結により追加で発注する可能性のある業務である。

(21) サイト状況調査

施設案件の場合には、自然条件調査（河川測量、地形測量及び地質調査等）を行う⁴。現地再委託で実施することを可とする。なお、調査結果の分析・解析にあたっては、再委託先から提出されたデータ間に齟齬がないか、特異なデータがあればそれは何を意味するのか等十分に検討し、設計の基礎として信頼できるものであることを確認する。

(22) 環境社会配慮

(本調査で提案される対策（案）がカテゴリ C に該当する場合)

JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。

(本調査で提案される対策（案）がカテゴリ B に該当する場合)

本業務では以下の対応を行う。

① 初期環境調査

(ア) JICA 環境社会ガイドラインに基づき、初期環境調査（Initial Environmental Examination）として、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2025 年 3 月）」に基づくこととする。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境社会ガイドライン」＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。

(イ) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

A) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

- 1) 環境社会配慮（環境アセスメント、情報公開等）に関連する法令や基準 18 等
- 2) JICA 環境社会ガイドラインとの乖離及びその解消方法
- 3) 関係機関の役割

⁴ 具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については応募者がプロポーザルで提案すること。また、上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査がある場合は、併せてプロポーザルで提案すること。

- B) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
 - C) ベースラインとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合（例えばデータが古く現況を示さない場合等。一般的には環境面は5年、社会面は3年程度）、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）
 - D) 影響の予測
 - E) 影響の評価及び代替案の比較検討
 - F) 緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討
 - G) 環境管理計画案・モニタリング計画案（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）の作成
 - H) 予算、財源、実施体制の明確化
 - I) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙5を参照のこと。）
 - J) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO₂換算トン以上の場合、供用段階における排出量推計
- (ウ) 相手国法制度上、環境アセスメント報告書（又は IEE 報告書）の作成が求められる場合は、上記の調査結果に基づき環境アセスメント報告書案（又は IEE 報告書案）を作成する。

(本調査で提案される対策（案）がカテゴリ A に該当する場合)

1) 環境社会配慮に係る調査

JICA 環境ガイドラインに掲げる河川・砂防セクター及び影響を及ぼしやすい特性に該当する場合は、JICA 環境社会配慮カテゴリ A に分類されている。両国における環境社会配慮に係る制度、組織等、調査に必要な事項の確認を行う。

2) 環境アセスメント報告書案の作成

ア. JICA 環境ガイドラインに基づき、環境アセスメント報告書案の作成を行う。環境アセスメント報告書案には、1-3 世界銀行セーフガードポリシー OP4.01 Annex B に記載ある内容を含めることとする。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」を参考にする。相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、相手国等と協議の上、JICA 環境ガイドラインの環境チェックリスト案を作成する。

イ. 環境アセスメント報告書に関する主な調査項目は、以下のとおり。

(ア) ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認

(イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

イ) 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等

ロ) JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法

ハ) 関係機関の役割

ニ) スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施

ホ) 影響の予測(基本的に定量的予測を含む)

ヘ) 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討

ト) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討

チ) 環境管理計画・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)の検討

リ) 予算、財源、実施体制の明確化

ヌ) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

3) 住民移転計画案の作成

JICA 環境ガイドラインに基づき、住民移転計画案の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.12 Annex A の Resettlement Plan に記載ある内容及び以下ア～サを含めることとする。具体的な作成手順については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」を参考にする。なお、環境社会配慮助言委員会に「住民移転計画案作成方針」及び「住民移転計画案」を作成した段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

ア. 住民移転に係る法的枠組みの分析

用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と JICA 環境ガイドラインの乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な制度的枠組みを提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償金の算定方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。

イ. 住民移転の必要性の記載

事業概要、事業対象地、用地取得が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する

ウ. 社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)の実

施

- (ア) 人口センサス調査は、事業対象地の全占有者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)数を確認する。なお、調査開始前にカットオフデートが宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。
- (イ) 財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。
- (ウ) 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者(特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子供、先住民族、少数民族、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す)に係る情報を整理する。

エ. 損失資産の補償、生活再建対策の立案

- (ア) 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)を特定する。
- (イ) 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償のほか、同立地、同生産性を有する代替地の提供を検討し、提供できない場合はその理由を記載する。
- (ウ) OP4.12 で定義される再取得費用に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。
- (エ) 移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

オ. 移転先地整備計画の作成

取得される土地に比べ潜在的な生産性や立地の優位性を考慮したうえで移転先地を選定し、住宅や社会基盤(水道や区画道路等)の整備計画、社会

サービス(学校、医療等)提供計画を作成する。また、移転先地整備に伴う環境影響評価、緩和策、環境管理計画を作成する。

カ. 苦情処理手続きの検討

事業対象地にある既存の苦情処理手続きを活用すべきか、新たに苦情処理手続きを構築すべきかについて、簡易さ、利便性、信頼性の観点から比較検討する。選定された苦情処理手続きに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

キ. 実施体制の検討

- (ア) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)を特定し、各機関の責務(機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等)を記載する。
- (イ) 住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、能力強化策を策定する。

ク. 実施スケジュールの検討

- ① 補償金や転居に必要な支援(引越手当等)を提供し終え、②移転先地のインフラ整備や社会サービス(医療や教育等)の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

ケ. 費用と財源の検討

補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

コ. モニタリング・事業終了評価方法の検討

- (ア) 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監視のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。
- (イ) 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。
- (ウ) 住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

サ. 住民参加の確保

社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、住民移転

計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

4) 書類の作成及び進捗フォロー

本事業実施に当たり両国側で必要となる環境社会配慮の手続きの内容について確認し、環境許認可取得のスケジュールを検討、必要な書類の作成及び手続きを支援するとともに、進捗をフォローする。

5) WG の準備および参加

本事業は JICA 環境社会配慮カテゴリ A に分類されているため、事業スコープ確定時、調査報告書ドラフト作成、審査実施時の三回にわたり、JICA 環境社会配慮助言委員会 WG が開催される予定である。当日の WG に出席するとともに、WG に必要となる資料作成を行う。資料作成に当たっては JICA との協議に必要な時間も考慮のうえ、十分に時間的余裕をもって準備を行う。事業実施中の実施機関による環境社会配慮モニタリングの支援業務が事業遂行上必要と考えられる場合は下記（17）に必要な M/M 及び経費を計上する。

(23) 設計・積算方針の取りまとめ・報告

上記調査結果を踏まえ、帰国後 30 日以内に設計・積算方針を取りまとめ、JICA が開催する設計・積算方針会議に参加し、その内容を説明し、JICA の確認を得る。

(24) 事業内容の計画策定

上記調査（1）～（23）及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含める。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月）（以下、「設計・積算マニュアル」）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取る。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工・据付後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 概略設計

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討し、概略設計を行う。検討には最低限以下の内容を含むものとする。作成に当たっては施設・機材の必要性や費用効果等を考慮し複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。また、施設並びに関連機材の整備に係る基本計画（以下のア）及びイ）の作成においては施設・機材の必要性と費用を考慮し、その結果を第 1 回現地調査期間中に先方政府と協議する。

ア) 施設の基本計画

- イ) 機材の基本計画
 - ウ) 設計対象業務の設定
 - エ) 施設、機材に係る要件設定
 - オ) 施設計画図
 - カ) 施設設備、機材及び機材リスト（概略仕様・数量、移設・更新する機材の設定）
 - キ) 関連設備及び機材リスト（概略仕様・数量）
- 3) 施設概略設計図
 - 4) 機材仕様書
 - 5) 施工・調達計画
 - 施工・調達方針
 - 施工・調達上の留意事項
 - 施工・調達区分（先方負担工事との区分）
 - 施工・調達監理計画
 - 品質管理計画
 - 資機材等調達計画
 - 実施工程

なお、施工計画の検討にあたって、本体事業実施において既存の施設の運用中の施工となる場合、施工中の制約条件（時間帯、場所、法規等）を確認し、安全管理にも十分配慮し、施工各段階における先方負担事項となる移転作業を検討するとともに、実施機関及び関係機関とも調整の上、施設運用への影響を最小限とする効率的な施工・調達計画を策定する。

また、施工・調達監理計画では、概略設計に基づく施工・調達監理方針、施工・調達監理体制、施工・調達監理方法（安全、品質、工程管理（含む工物品質管理会議の開催提案））等を記載する。

(25) 技術支援計画の検討

本事業で整備する施設・機材の運用維持管理を効果的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の必要性について検討する。技術支援の実施に必要性が認められた場合は、「ソフトコンポーネント・ガイドライン」を参照してソフトコンポーネント計画書を作成する。ソフトコンポーネント計画の内容はDOD時に先方と概ね合意を得て議事録に記載する。

(26) 事業の維持管理計画策定

本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース、技術力、財政状況などを確認したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それら業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費、更新費用を検討する。

(27) 概略事業費の算出

本事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業

費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照し、積算総括表を作成の上で JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。

なお、機材に係る精度は入札に対応できる精度を確保することとする。

1) 準拠ガイドライン

具体的な積算に当たっては、設計・積算マニュアルの補完編・機材編（2023年4月）及び追補編（2020年11月）を参照する。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

3) 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、機構がその要否を検討するために、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを機構に提供する。

ア) 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）

イ) 工事量変動にかかるリスク

ウ) 自然条件にかかるリスク（地震、洪水等）

エ) 現地政府のガバナンスにかかるリスク

オ) 治安状況にかかるリスク

(28) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

概略設計を踏まえ、詳細設計及び協力対象事業を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、協力対象事業実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と協力対象事業実施段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。なお、取扱いマニュアル、メンテナンスマニュアルについては、露語版を各機材に添付することを想定しているため、各機材の露語版マニュアルの有無を確認するとともに、無い場合には協力対象事業で作成する。

(29) 気候変動対策案件としての検討

本事業は気候変動対策（適応策）に資する可能性があるため、JICA がウェブサイト上で提供する気候変動対策支援ツール【適応】（JICA Climate-FIT）の「気候リスク評価の実施」等を参照の上、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、事業内容において適切な適応オプションを検討する。

(30) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減につ

いては、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(31) 事業の評価

事業の評価は開発援助委員会（Development Assistance Committee : DAC）の評価基準6項目（妥当性・整合性・有効性・インパクト・効率性・持続性）に配慮し、定量的効果、定性的効果に分類して評価する。特に定量的効果については、事業完成後約3年を目処とした目標年の目標値（施設・機材の活用を含む）を設定する。

また、定量的効果、定性的効果の検討の際には、JICA内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー）、国際基準や目標との整合性も考慮する。

標準指標例については「資金協力事業 開発課題別の指標例」を参照。

(URL :

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/aid_business.html)

(32) 準備調査報告書（案）の作成

本調査結果を準備調査報告書（案）（機材仕様書（案）を含む）として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

(33) 準備調査報告書（案）の説明・協議

概略事業費を含む上記準備調査報告書（案）を両国政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

協議の結果、準備調査報告書（案）（機材仕様書（案）を含む）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

(34) 相手国側負担事項の確認

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、既存施設の撤去、既存機材等の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計（DD）時にさらに精査・更新されていくものである。

(35) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について以下の点について詳しく調査する。

- ① 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
- ② 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
- ③ 付加価値税（VAT等）

- ④ 資機材の輸入に課される税金や諸費用
- ⑤ その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）

また、過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会（OCAJI）等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地の JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所と協議し、同事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、先方政府と協議した際の情報（協議相手、内容、連絡先等）も提出する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、提出する。

(36) 準備調査報告書等の作成

両国政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、成果品を作成する。

第6条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち（4）を第1期の最終成果品とし、提出期限は契約履行期間の末日とする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。

第2期として追加業務を発注する場合の最終成果品は（7）から（11）とし、提出期限は契約履行期間の末日とする。

報告書名	提出時期	部数
(1) 業務計画書 (共通仕様書第6条に規定する計画書)	契約締結後 10営業日 以内	和文2部
(2) インセプション・レポート	2025年4月	和文2部、露語10部
(3) 現地調査結果概要	2025年8月	和文2部
(4) ファイナル・レポート	2025年10月	和文（製本版）4部 英文（製本版）4部
追加発注（第2期）※第2期は各契約時に協議の上、決定。		
(5) 準備調査報告書（案）	2026年7月	和文9部、英文9部、露語要約16部

(6) 概要資料 (完成予想図を含む)	2026年7月	和文1部
(7) 概略事業費(無償)積算内訳書	2026年7月	和文2部
(8) 機材仕様書	2026年7月	和文2部、英文2部、露語2部
(9) 準備調査報告書 (完成予想図を含む)	2026年10月	和文(製本版)9部及びCD-R 2枚 英文(製本版)9部及びCD-R 2枚 露語要約版 16部及びCD-R 2枚 和文(先行公開版)2部及びCD-R 1枚
(10) デジタル画像集	2026年10月	CD-R 2枚 (デジタル画像40枚程度)
(11) Project Monitoring Reportの初版	2026年10月	英文CD-R 1枚
(12) 免税情報シート	2026年10月	和文2部 ※ JICAキルギス、タジキスタン事務所にも提出
(13) 案件別安全対策検討シート(案)	2026年10月	和文2部 JICAキルギス、タジキスタン事務所にも提出

報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとする。特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、同ガイドラインを参照する。その他の留意事項は以下のとおり。

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述する、また報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保する。
- 2) 英文及び露文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。報告書の本文中で使用されるデータおよび情報については、その出典を明記する。
- 3) 概略事業費(無償)積算内訳書については2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」の補完編及び機材編(2023年4月)を、その他については「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」(2024年7月)に準拠することとする。
- 4) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直

ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

第7条「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	両国で取り組まなければならない災害の発生メカニズムの解明方法	第5条 業務の内容 (5) 中央アジアにおける気候変動等による自然災害発生への影響に係る考察
2	気候変動等による自然災害発生への影響についての有識者からの知見の聴取方法（ラウンドテーブルや検討会の開催、個別ヒアリングなど）	第5条 業務の内容 (5) 中央アジアにおける気候変動等による自然災害発生への影響に係る考察

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：防災（河川・地滑り）に係る各種調査

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

第1章1. (2) 及び9. ならびに第2章第5条(21) から(36) に記載した通り、本件業務については、無償資金協力を想定した協力準備調査に必要な調査業務を追加発注する可能性があります。このため、「業務実施の基本方針」においては、上記追加調査業務が発注されることも念頭において、記述してください。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：中央アジア及び全途上国地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2025年4月下旬より国内事前準備を開始し、2025年6月中旬より現地調査を行い、帰国後にファイナル・レポートの取りまとめを行う。

【追加発注業務】

現地調査帰国後に国内解析を行い、2026年6月下旬に第二次現地調査（概略設計ドラフト説明（DOD））を実施する。2026年7月上旬までに概略設計・概要資料、その後、積算審査を経て2026年10月上旬までに準備調査報告書を含む成果品を提出する。

（2）業務量目途

- 1) 業務量の目途 約10.16人月
- 2) 渡航回数を目途 延べ12回（追加業務の渡航は含まない）

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

第1章1.（2）及び9.ならびに第2章第5条（21）から（36）に記載した通り、本件業務については、無償資金協力を想定した協力準備調査に必要な調査業務を追加発注する可能性があります。当該追加業務に係る追加の業務量目途については、以下のとおり想定しています。ただし、本業務量目途は発注者側の現時点での想定であるため、具体的業務量は変更契約の契約交渉において、発注者・受注者で協議します。

- 1) 追加業務量の目途／1案件（1ヶ国）あたり
約10.90人月

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

【追加発注業務】

- 自然条件調査（地形測量、地質調査）（第2期）

それぞれ、案件ごと（タジキスタン、キルギス）に分けて再委託を行う。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 環境社会配慮カテゴリB報告書執務要領（2025年3月）

2) 公開資料

- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月版）

(https://www.jica.go.jp/about/policy/environment/guideline/_icsFiles/afieldfile/2023/12/25/kankyoJP.pdf)

- タジキスタン共和国ピャンジ河自然災害予防計画調査報告書

(https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11870722_01.pdf)

- 中央アジア地域防災分野プロジェクト準備調査（地すべり災害対策）報告書

(https://openjicareport.jica.go.jp/555/555/555_150_11949013.html)

- アジア地域 中央アジア・コーカサス・モンゴル防災分野情報収集・確認調査報告書

(<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12253530.pdf>)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タジキスタン及びキルギス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

複数の契約期間への分割が想定されていますが、第1期分の見積を作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

51,559,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積としている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積には含めないでください)。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は、定額計上はありません。

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務のうち、「第2章 特記仕様書」で指示した業務のうち「第6条 業務の内容」（1）～（20）（第1期）を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。一方、追加発注となる第2期の契約については、ランプサム型とはしません。

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	-	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
① 1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期：「第1章 企画競争の手続き」の「2. (3) 日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法：Microsoft-Teamsによる（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - ① Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - ② 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上